

## 平成26年度安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：平成27年3月19日（木）

午前10時から正午まで

場所：パレス宮城野 けやきの間

### ○司会

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。

この委員会の議事録につきましては、まとめ次第、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としておりますので、あらかじめ御了解願います。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしておりました、会議次第、資料一覧、委員名簿、そして資料の右上に資料番号を付しておりますが、資料の1から4、統計資料のほかに、席次表、関係各課出席者名簿、資料5を追加して御用意しております。全て、お手元にお揃いでしょうか。不足の資料がございましたら、お手をあげてお知らせ願います。よろしいでしょうか。

次に、本委員会の役割について御説明させていただきます。資料1を御覧ください。本委員会は「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」に基づき設置されており、安全・安心まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための基本計画の策定と基本計画に沿って実施される各事業が、より効率的に行われるよう、県に対し意見・提言を行うことが、その役割となっております。

基本計画につきましては、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とする基本計画が平成24年3月に策定されており、本日の委員会におきましては、各委員の皆様から平成25年度分の事業実績と平成26年度分の事業の実施状況等に対する御意見や御提言をいただきたいと考えております。

いただいた御意見については、各事業の今後の企画・実施に当たって、十分、反映させていただくこととしております。

それでは、開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の佐野よりご挨拶を申し上げます。

### ○環境生活部長

皆様、おはようございます。本日は年度末の大変お忙しい中、安全・安心まちづくり委員会に御出席を賜り、ありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃から、安全・安心なまちづくりの実現に向けて、様々なお立場から取り組んでおられますことに心から感謝を申し上げます。

さて、本県における犯罪情勢を見ますと、平成26年の刑法犯認知件数は18,630件と、平成14年から13年連続で減少しております。一方、誠に残念ではありますが、振り込め

詐欺をはじめとした特殊詐欺の被害が急増しているほか、子どもに不安を与える声かけ・つきまとい等の警察への相談・届出件数は年々増加しております。

このため、県といたしましては、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」に基づき、県警察をはじめ関係機関・団体や県民の皆様と連携しながら、犯罪の被害に遭わないまちづくりを進めているところでございます。

本日は、そのような安全・安心まちづくり関連事業の取組状況のほか、犯罪の危険を回避する能力が低い子どもを、犯罪の被害から守るために、新規制定を目指しております条例の素案につきましても御説明させていただきます。

当委員会は、様々な角度から、多様な御意見をいただく場でございますので、是非、忌憚のない御意見をいただければ幸いです。2時間という限られた時間ではございますが、よろしく願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

#### ○司会

本日は、当委員会改選後の第1回目の会議でございます。17名の委員中、現時点で13名の方に御出席をいただき、過半数を超えておりますことから、本委員会運営要領第2第2項の規定により、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

はじめに、本日御出席の委員の皆様のお紹介をさせていただきます。お手元の安全・安心まちづくり委員会委員名簿の順にお名前をお呼びしますので、恐れ入りますが、その場に御起立願います。

#### (ひとりずつ委員を紹介)

なお、佐々木央志委員におかれましては、所用のため、途中で退席される予定となっておりますので、あらかじめお知らせいたします。

ここで、事務局を紹介させていただきます。お手元の関係課室出席者名簿を御覧下さい。先ほど、挨拶を申し上げました環境生活部部長の佐野好昭でございます。環境生活部共同参画社会推進課長の武内浩行でございます。共同参画社会推進課安全安心まちづくり推進専門監の板宮伸司でございます。そのほか、名簿のとおり安全・安心まちづくり事業を推進しております宮城県の関係課の担当者も出席しておりますが、紹介は割愛させていただきます。名簿のとおりとなっております。

本日は、本委員会委員改選後、最初の委員会でございますので、委員の皆様のお互選により会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。会長、副会長選出までの間、環境生活部長が進行役を務めさせていただきます。

#### ○環境生活部長

それでは私が暫時進行させていただきます。どなたか会長・副会長の御提案がありまし

たらお願いいたします。

○郷家貴光委員

事務局で御案があれば教えていただきたい。

○環境生活部長

ただ今、「事務局案は。」とお声がございましたので、事務局で案がありましたら提案をしてください。

○事務局

事務局では、前委員会に引き続き、会長には大淵憲一委員に、副会長には西條由紀子委員にお願いしたいと思っております。

○環境生活部長

ただいま事務局から、会長は大淵憲一委員、副会長は西條由紀子委員にという案が出ましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしとの声と拍手)

それでは、会長は大淵憲一委員、副会長に西條由紀子委員が選出されました。ありがとうございました。

○司会

それでは、正副会長におかれましては、会長席、副会長席へ御移動願います。ただいま、選出されました大淵会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

○大淵憲一会長

大淵でございます。ただいま会長に選出されましたけれども、西條副会長と力をあわせて委員会を運営してまいりたいと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

このあと、議事を進めさせていただきますが、今回は改選後最初の会議ということでもありますので、先ほど委員の御紹介がございましたけれども、委員の方々から簡単に自己紹介をいただきたいと思っております。

○西條由紀子委員

前期に引き続き副会長という役割を仰せつかりました西條と申します。不慣れではございますけれども、皆様からたくさん意見を出していただけるように役割を果たしたいと思

っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○郷家貴光委員

仙台市役所市民局地域政策部市民生活課長をしております郷家と申します。私ども市民生活課では、仙台市における安全安心まちづくりを所管している部署でございます。今回、宮城県内の市の代表ということで参加させていただいております。宮城県の取組を勉強させていただいて、市の取組等に反映していきたいと考えておりますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木奈緒子委員

宮城県PTA連合会の常任理事をしております佐々木です。私は大崎市上野目小学校の会長で常任理事として県に来ております。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木央志委員

日本ガーディアンエンジェルス仙台支部長をしております佐々木央志と申します。今日はスーツなのですが、いつも私たちボランティアは赤い格好で赤いベレー帽で、最近ちょっと見かけないと言われるんですが、街中ではなくて陰の方、暗がりの方のパトロールを中心に活動をさせていただいております。震災後、少し人数が減りまして、少ない中でやっているのですが、皆さんの安全安心なまちをつくっていくことを目標として活動をさせていただいております。今後ともよろしくお願いいたします。

○佐藤善子委員

宮城県社会福祉協議会地域福祉部の佐藤です。社会福祉協議会ではどのような事業を行っているか、なかなか皆さんに御理解いただけていない部分もあると思いますが、NHKで「サイレント・プア」というドラマが放映され、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）が地域コミュニティの中で奮闘する姿が紹介されました。「誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」を目指す社会福祉協議会におきましても、4月からの介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援、子ども・子育て支援の新制度のスタートに向け、さらによりよい地域づくりを目指し、取り組んでいるところでございます。よろしくお願いいたします。

○ザンペイツフ・バキトグル委員

ザンペイツフ・バキトグルという長いカタカナの名前が私です。カザフスタン人です。皆様、カザフスタンという国を御存じでしょうか。世界で9番目に大きい国で、石油と天然ガスが出る場所ですが、私は日本に来て15年ぐらいです。宮城県国際化協会で学校訪問をしたりして、色々な活動をしています。よろしくお願いいたします。

○庄子直委員

藤崎で総務部とCSRを担当しております庄子と申します。宮城県万引き防止協議会の会長をしておりますが、そのほか、青葉通のまちづくり協議会で中心市街地・中心商店街の安心安全に向けた様々な取組を行っております。今日は皆様からいろいろな意見を頂戴して、私どもの活動にも活かしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○菅原理意子委員

菅原理意子と申します。現在は、家庭裁判所の調停委員・参与員ということで、調停や予備審問、調査をしております。元々は家裁調査官ということで、少年非行と家族の問題にずっと関わってきまして、今も公益法人家族問題情報センターというところで相談を受けつけたり、孤児の後見監督人をやったり、そういった仕事をしております。よろしくお願いいたします。

○竹田英子委員

竹田英子と申します。仙台中央地区少年補導員協会の副会長をさせていただいております。月に2回くらい街頭補導に出て、子どもたちの状況を見守っております。被害者支援センターの理事もさせていただいております。役に立つかどうかは分からないのですが、今回、はじめてこちらの委員をさせていただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

○千葉順子委員

警備会社をしております千葉順子と申します。手前どもは、社長が協会の会長をやらせていただいております。防犯に関しては関心を高く持っております。警備員は宮城県だけでも2,000人以上おりますので、そういう目が地域の安全にも繋がるのではないかと思っております。よろしくお願いいたします。

○藤澤美子委員

県の青少年健全育成推進指導員という立場で参加させていただいておりますが、今までPTA会長だったり、佐々木さんがおっしゃったように、PTA連合会の常任理事をやったり、今は教育委員をしておりますけれども、地元の子ども会育成会の役員もしております。ずっと子どもに関わる仕事をさせていただいております。つい先日も、松島町で松っこまつりを開催し、お手伝いをさせていただきました。子どもたちの安全・安心を常に見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○富士原かよ子委員

富士原と申します。前期の時には、大和町立宮床小学校という小さな学校でした。平成26年4月から鶴巣小学校に変わりました。ちょっと大きくなりましたが、全校児童は100人になっておりません。小さな学校です。社会的弱者である子どもたちとともに過ごしており、そして、子どもたちを守ろうとしている立場にあるかなと思います。今、本校では、安全安心については大きな問題もなく、平和に過ごしておりますけれども、当たり前と思っていることなのですけれども、実はたくさんの方々の方々の努力あるいは支援によって成り立っているんだということをこのような会議の折に確認し、感謝しているところです。当たり前が本当は当たり前ではないということもさることながら、当たり前に安全であることを大事にしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○八幡悦子委員

八幡と申します。ハーティ仙台というのは、DVと性暴力、セクシャルハラスメントなどの被害者支援の活動をしておりまして、その代表をしております。震災後は特に県の委託で、被災地にほとんど毎週、講座とか話し合いの場とか相談に、行政の人と連携して車2台くらいで行っています。

私自身は助産師で、仙台に来てから31年、看護師や助産師を大学で教えているんですが、性教育をずっとやってきたので、養護施設や母子寮、少年院の子どもたちの性教育をずっとしてきて、虐待の中で育ってきた子どもたちに、どうやったら早く暴力から自分を守ることを伝えられるだろうと思って、そのようなツールを考え続けてきました。DVと児童虐待は一体であると思って活動をしています。よろしく願いいたします。

#### ○大淵憲一会長

委員の皆様どうもありがとうございました。私も一言御挨拶をさせていただこうと思いますが、私は東北大学の文学部で心理学を教えておりまして、そういう関係から、社会の安全というのは私にとっても重要な課題になっております。しかしまた同時に、大学はたくさんの方々の学生を抱えておりまして、最近は海外から東北大学に学びに来る学生も多くて彼らの安全ということも、我々教員にとっては大きな関心事になっております。委員の方々の御紹介を伺いますと、様々な立場で安全という問題に対して取り組んでおられる方ばかりでございますので、本日の会議での議論に大いに関心を持っているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは議事を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、議事次第の中にあります「3 議事」の「(1) 本県における犯罪情勢」につきまして事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

宮城県共同参画社会推進課の千葉と申します。大変恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

それでは、統計資料に基づきまして、「本県における犯罪情勢」について御説明いたします。

資料の1ページですが、こちらには、刑法犯の認知件数の推移をまとめております。県内の刑法犯認知件数は年々減少しております。平成25年は、平成24年に引き続き2万件を割っています。認知件数を少し細かく見てみますと、20歳未満の被害者数、女性の被害者数は減少を続けていますが、65歳以上の被害者数は、ここ最近、若干、増加しています。以上は、全国的に見ても同様の状況です。

次に、2ページを御覧ください。こちらには、犯罪被害者の年齢層割合の推移をまとめております。上の宮城県のグラフと下の全国平均のグラフとで大きな違いはないのですが、20歳未満の被害者の割合については、宮城県が全国平均に比べて若干高い状況が続いております。

次に3ページを御覧ください。こちらには、犯罪被害者の男女比の推移をまとめております。これにつきましても、宮城県と全国平均とで大きな違いはないのですが、本県の場合、女性の方が犯罪に遭う割合が、全国平均に比べて若干高い状況が続いております。

次に、4ページを御覧ください。こちらには、サイバー犯罪の検挙件数の推移をまとめております。この中で大きな割合を占めるネットワーク利用犯罪は、インターネットなどを利用した詐欺や児童買春、児童ポルノの頒布などの犯罪を合計した数です。また、不正アクセス禁止法違反に該当する犯罪には、他人のIDやパスワードを利用するなどにより、コンピュータに不正にアクセスするような行為が該当します。また、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪には、コンピュータに不正な指令を与えて、他人の口座から自分の口座に預金を移す行為などが該当します。これらの犯罪の検挙件数は、前年より減少した年もありますが、宮城県、全国ともに増加傾向にあります。

次に、5ページを御覧ください。こちらには、出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因して被害に遭った児童の数及び検挙状況についてまとめてありますが、ここでいう児童とは18歳未満を指します。児童買春や青少年健全育成条例違反による被害や検挙が大半を占めておまして、全国で見ますと、被害児童数、検挙件数ともに横ばいであり、宮城県においても減っているとは言えない状況です。

次に、6ページを御覧ください。こちらには、沿岸部の9警察署と県内全体における各犯罪の認知件数をまとめております。沿岸部と県内全体とで大きな違いはなく、ほとんどの犯罪について認知件数が減少しておりますが、詐欺については、増加傾向にあります。これは振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺が増加していることが主な原因でして、平成23年には、特殊詐欺が詐欺全体に占める割合は、沿岸部と県内全体のいずれにおいても、10%程度でしたが、平成25年には、沿岸部と県内全体のいずれにおいても、30%を超える状況になっています。

簡単ではございますが、「本県における犯罪情勢」についての説明は以上です。

○大渕憲一会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、委員から御質問等はございませんでしょうか。

それでは、今後、ほかの議題を議論しながら、場合によってはこうした現状につきまして御質問が出ることもあるかもしれませんので、とりあえずこの議題につきましては以上とさせていただきます。次に移らせていただききたいと思います。3の(2)は、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の平成25年度の実績及び平成26年度の状況」ということをごさいます。これにつきまして、事務局から御説明をお願いします。

#### ○事務局

こちらにつきましても私から説明させていただきます。はじめに資料2を御覧下さい。こちらにまとめておりますとおり、安全・安心まちづくり基本計画は、平成24年度から平成28年度までの計画でして、8つの方向性と20の推進項目で構成されています。これと同様の構成で、計画関連事業の昨年度の実績については資料3に、今年度の実施状況については、資料4にまとめておりますが、時間の都合もございますので、資料4により、今年度の状況について説明をさせていただきます。

まず、「推進項目(1) 県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成」についてですが、県警HPや「みやぎSecurityメール」を活用した情報発信や、各地域で開催されています安全教室へ講師を派遣するなどの取組を行っております。

次に、「推進項目(2) 安全・安心まちづくりのための環境の整備」ですが、活動用品の供与によるボランティア活動のバックアップや自主的な防犯ボランティア活動の中心となるリーダーを養成するための講座の開催など各種人材育成の取組などを実施しております。

次に、2ページを御覧下さい。「推進項目(3) 各ボランティア団体等のネットワーク化の促進」ですが、安全・安心まちづくりに関する地域におけるネットワークの構築を目的としたフォーラムを開催しておりますほか、装備資機材の支援を通して地域活動拠点の整備促進を図ったりするなどの取組を行っております。

次に、「推進項目(4) 行政、県民、事業者が連携した県民運動の推進」ですが、県民大会の開催や各種キャンペーンの実施などにより県民の防犯意識の向上を図っております。

次に、推進項目の(5)から(8)までにつきましては、次第の3の(3)の「子どもを犯罪の被害から守る条例(素案)について」のところで併せて説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、7ページを御覧下さい。「推進項目(9) 女性を犯罪の被害から守るための対策の推進」ですが、DVについての理解を深める広報啓発活動を推進しておりますほか、女性相談センターや警察など各機関の相談窓口の充実や連携の強化を進め、女性が相談しやすい環境づくりを行っております。

次に、8ページを御覧下さい。「推進項目(10) 地域で見守る高齢者、障害者、外国人等



の安全対策」ですが、高齢者につきましては、出前講座や防犯講話の開催などにより、お年寄りが犯罪に遭うことを予防する取組を進めているほか、障害者につきましては、障害者110番の開設による障害者の権利保護に努めております。また、外国人につきましては、6カ国語に対応する相談センターを設置し、犯罪被害を含めた外国人の困りごとへの対応を行っております。

次に、9ページの推進項目の(11)ですが、こちらにつきましても、次第の3の(3)のところで説明させていただきます。

次に10ページを御覧下さい。「推進項目(12)犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及」ですが、見通しに配慮した道路の整備や自転車の盗難を防ぐため、関係機関・団体と連携した、防犯意識の向上のための街頭防犯キャンペーン等を展開しております。

次に、「推進項目(13)犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及」ですが、防犯設備士協会やマンション関係機関等と連携し、防犯性能の高い住宅部品の普及や居住者に対する防犯情報の提供を行っております。

次に、「推進項目(14)犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及」ですが、防犯機器導入の促進や業界団体との連携によるセーフティステーション機能についての情報発信などに取り組んでおります。

次に、11ページを御覧下さい。「推進項目(15)繁華街等の環境整備」ですが、みやぎ違反広告物除却サポーターによる、違法な貼り紙の除去や、国分町クリーンアップ作戦等をはじめとした繁華街の環境美化活動、地元自治体や関係機関等との連携による空き地・空き家などのパトロールなどを実施しております。

次に、「推進項目(16)観光地における情報提供の充実」ですが、駅や旅館、観光案内所へのポスターの掲示やチラシの配布などにより、観光客に置引きなどへの注意を呼びかけまして、安心して観光できる環境の整備に努めております。

次に12ページをご覧下さい。「推進項目(17)被災地における防犯ボランティア活動の再生支援」ですが、ボランティア活動用品の貸与や防犯ボランティア活動のリーダー養成などにより、被災地における防犯ボランティア活動の支援を行っております。

次に、「推進項目(18)被災地の安全対策の推進」ですが、関係機関等と連携しながら、公共空間の点検と整備を進めているほか、被災地における配偶者やパートナーからの暴力に関する悩みについて、電話相談・面接相談を実施しております。

次に、「推進項目(19)被災地における子どもの安全・安心の確保」ですが、放課後子ども教室の設置などにより、子どもが安全に安心して暮らせる環境の整備を進めています。

最後の、「推進項目(20)被災地の環境整備の促進」についてですが、「みやぎ花のあるまちコンクール」の開催などにより、住民のふれあい促進や地域コミュニティの環境美化などに取り組んでおります。

非常に駆け足ではございましたが、以上で説明を終えさせていただきます。

○大渕憲一会長

どうもありがとうございました。25年度の事業と26年度の事業の現在までの取組状況ということでしたが、主として26年度のこれまでの事業の取組を中心に御報告いただきました。推進項目が全部で20ございまして、非常にたくさんの事業に取り組んでいらっしゃるということが分かったわけですが、途中、(5)から(8)、(11)、これらは子どもの安全に関わる場所ですが、これについては、次の議題で、条例の御紹介があつて、それについて議論が行われる際に、御報告いただくということで、今回は、そこは省略してございました。というわけで、それ以外のただいまの御説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか。非常に様々な取組が御報告されましたが、いかがでしょうか。

○佐藤善子委員

今、御説明いただきました1(1)のところですが、「みやぎ Security メール」について、情報発信のツールとして、大変良いことだと思います。登録者の拡大を図るということで、昨年度よりも登録者が増えていると思いますが、登録をする際に、性別や居住地を入力すると思います。分かる範囲で登録者の傾向を教えてくださいませんか。

○大渕憲一会長

いかがでしょうか。分かる範囲で御報告をお願いしたいと思います。

○警察本部生活安全企画課

警察本部の生活安全企画課の木村と申します。今の御質問に対してですが、確かに、登録をしていただく際には、参考情報として年齢や居住地などの情報をいただいております。それらを集計して公表することはございません。ただ、発信しているエリアですとかそういったことについては、集計しておりますので、参考までに御紹介したいのですが、まず、件数につきましては、平成25年は819件ですが、平成26年になりますと1,000件とかなり発信件数が増えております。この主な理由は、子ども・女性に関する脅威事案、声かけや公然わいせつ、つきまとい、それから、今、一番問題になっております振り込め詐欺の予兆のようなものが増えたことから、発信件数が増えております。それから発信しているエリア、これも登録される際に、どのエリアの情報が欲しいかについて御登録をいただいて、それに基づいて発信しております。県内全域に発信したのが187件で約18%、それから県内の中央地区が50件で5%、仙北が4.5%、仙南が2.9%、沿岸が0.5%ということで、県内全域に発信した情報件数が最も多くなっています。以上です。

○大渕憲一会長

ありがとうございました。いかかがでしょうか。

○佐藤善子委員

ありがとうございました。

○大淵憲一会長

他にございませんでしょうか。

○八幡悦子委員

推進項目(18)のハの「みやぎ男女共同参画相談室及び気仙沼市、石巻市において、フリーコールによる電話相談」と書いてあって、私たちも震災後これに参加したのですが、フリーコールのホットラインは終わったように記憶していましたが、また始まるのでしょうか。

今は、ハーティ仙台では、男女共同参画推進班との関係で東松島市に面接相談に伺っています。それから、子育て支援課との関係では、被災地支援の中で大河原での面接なども自分たちの企画の中に入れてやっています。

○大淵憲一会長

フリーコールは25年度だけ書かれていますね。26年度は書かれていないですね。その辺も含めてお願いします。

○事務局

今、御指摘があった件についてですが、フリーコールは25年度で終了しております、26年度の電話相談は、私ども共同参画社会推進課にある男女共同参画相談室でお受けしているということでございます。

○八幡悦子委員

分かりました。

○菅原理意子委員

今の問題に関連しまして、被災地の子どもさんたちの自殺のリスクが高いということが最近、新聞に載りましたけれども、そういう精神的な面へのケアというのはどのようにしていらっしゃるのか。スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか、フリーコールは廃止したということですので、どういうふうにやってらっしゃるのかお聞きしたいのですが。

○大淵憲一会長

子どもの自殺に関してですが、もし関連する部署があれば、御報告をいただきたいと思  
います。特に被災地ということでした。

○子育て支援課

子育て支援課の吉岡と申します。子どもの自殺について直接の関係はないのですが、被  
災地の子どもへのケアということでは、保健福祉部でも取り組んでおります。子ど  
も総合センターでは、子どもへのケアチームが被災直後から継続して活動しており  
ますし、精神医療センターに委託をして、精神科医を被災地に派遣しております。国の履  
行分については、学校からのニーズを把握して、ケアをしているところです。

○大淵憲一会長

よろしいでしょうか。

○菅原理意子委員

はい、結構です。

○庄子直委員

推進項目(16)の「ハ 外国人観光旅行者への地域安全情報の提供」についてですが、今、  
インバウンドの問題で、外国人を日本に招致することに国をあげて取り組んでいるわけ  
ですが、外国人の観光客が犯罪に巻き込まれるという事例について把握しているでしょ  
うか。

○大淵憲一会長

外国人観光客が犯罪に巻き込まれるという事案があるのかというお尋ねのようですが、  
御存じの部署がございましたら。少し、お時間をとって調べていただくこともできますか。  
今すぐは無理だということであれば。よろしいですか。

○警察本部生活安全企画課

外国人の犯罪被害については、警察本部であれば、組織犯罪対策課が把握しておりま  
すが、数字を持ってきておりませんので、調べた上で御回答させていただいてよろしいで  
しょうか。

○大淵憲一会長

この会議の時間内ということですか。それとも、別途、何らかの方法ということ  
ですか。

○警察本部生活安全企画課

それでは、本部に連絡を取ることといたします。外国人の方が被害に遭われた数ということでもよろしいでしょうか。

○庄子直委員

観光客の方がそういった被害に巻き込まれるような顕著な例があるかということとか、外国人の観光客にとって安全に観光しやすい宮城県なのかということが気になったものですから、外国人の方がもし犯罪に巻き込まれるようなことがあるのであれば教えていただきたいということです。

○警察本部生活安全企画課

何か大きな事件であれば、通常、お知らせというものを出しまして、マスコミから発表されることになると思いますが、そういった公表はなかったと記憶しております。詳しいところは関係部署に確認させていただきます。

○大淵憲一会長

では、よろしくをお願いします。もし時間内に分かるようであれば、御報告いただくというところで。

○菅原理意子委員

推進項目（10）の高齢者の見守り活動に関しまして、最近、認知症の老人が徘徊したまま行方不明・所在不明になっているということが、マスコミで報道されていましたが、それへの対策として、認知症サポーターというものを育成して、活動してもらう運動をしている地域があると聞いたのですが、そのような取組は、宮城県では考えていらっしゃるのでしょうか。

○大淵憲一会長

これについてはいかがでしょうか。

○事務局

今日は直接の担当である長寿社会政策課が来ておりませんが、本県でも認知症サポーターの養成講座を展開しておりまして、毎年、かなりの数の方にサポーターになっていただいております。増加傾向にあると認識しております。認知症のお年寄りは地域で見守ることが非常に大事でして、家族だけでずっと見守ることは不可能ですので、担当の保健福祉部でも非常に力を入れている事業であると認識しております。

○菅原理意子委員

ありがとうございました。

#### ○大渕憲一会長

他にはいかがでしょうか。これは私からの御要望ですが、この報告書を拝見しておりますと、少し、報告書の記載の仕方にバラツキがありまして、あるところでは、回数とか開催地域とか、かなり具体的に示しているところもあれば、「点検と整備を進める。」とか具体的にどういことが行われたのかがはっきりしないような記載もございまして、この点はどうか見直しをしていただきたい。部署によってスタイルが違ったために、バラバラになったのだと思いますが、事業報告ですので、できるだけ具体的な中身が分かるような、どこかで統一して、そういうことをお願いできればと感じておりますので、よろしく願いいたします。他にはいかがでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。次は、次第の3の(3)ということになりますが、「子どもを犯罪の被害から守る条例(素案)」について御説明いただいて、御意見を伺うわけですが、これに併せて、先ほど事業報告で省略しておりました推進項目(5)から(8)、(11)についての今年度の取組状況を御説明していただいて、併せて説明をお願いしたいと思います。

#### ○事務局

はじめに、先ほど説明を省略いたしました、子どもの安全・安心に関する取組の説明をさせていただきます。資料4の3ページを御覧ください。

「推進項目(5)地域で見守る子どもの安全対策の促進」ですが、人材育成のための講座開催などにより、家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくりを推進するとともに、子ども110番の設置促進、学校へのカウンセラーの派遣などに取り組んでおります。

次に、4ページを御覧ください。「推進項目(6)子どもに関する安全教育の推進」ですが、防犯教室や非行防止教室、不審者侵入対応訓練などを学校等で開催するとともに、在学青少年育成員による、困難を抱える子どもの立ち直り支援などを行っております。

次に、「推進項目(7)子どもを守るためのインターネット、携帯電話等の利用教育の推進」ですが、小・中・高校生等を対象とした情報モラル教育やフィルタリングに関する普及啓発、いわゆる学校裏サイトの監視などに取り組んでおります。

次に、6ページをご覧ください。「推進項目(8)子どもを犯罪被害から守るための対策の推進」についてですが、こちらに関しましては、「子どもを犯罪の被害から守るための条例」の制定を目指しております。後ほど、素案について説明させていただきます。

次に、9ページを御覧ください。「推進項目(11)安全な学校・通学路づくり」ですが、スクールガード養成講座や、学校、PTA、防犯ボランティア団体と連携した危険箇所の点検、環境浄化活動、登下校時の子ども見守り活動などを継続して実施しております。

以上で、子どもの安全・安心に関する取組の説明を終わります。続きまして、「子どもを

犯罪の被害から守るための条例」の素案について御説明いたしますので、資料5を御覧下さい。

はじめに、1の「制定の趣旨・目的」についてですが、子どもは、その心身が未成熟であり、犯罪の危険を回避する能力が低いため、地域社会全体で犯罪の被害から守っていくことが必要ですが、近年、子どもを狙った重大犯罪が全国的に多発しております。

本県におきましても、上のグラフが示しておりますとおり、子どもに不安を与える声かけ・つきまとい等の警察への相談・届出件数が年々増加しております。

また、下のグラフが示しておりますとおり、痴漢や盗撮、のぞきなどの、子どもに対する迷惑防止条例違反行為や軽犯罪法違反行為の発生件数も増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、子どもを犯罪の被害から守ることについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な規制等を行うことにより、子どもが安心して安全に生活できる健全な地域社会の形成を図るものです。

次に、2の「条例の概要」についてですが、別紙を御覧下さい。1の「目的・定義」のうち(1)の目的は、ただいま御説明したとおりですが、(2)の定義といたしましては、13歳に満たない者を「子ども」として、犯罪の被害から特に守っていくこととしております。

次に2の「県、県民及び事業者の責務」についてですが、(1)の「県の責務」といたしましては、県民、事業者及び市町村と連携して、子どもを犯罪の被害から守るために必要な施策を策定し、実施することとしております。

次に、(2)の「県民の責務」といたしましては、子どもを犯罪の被害から守ることに関し理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めることとしております。

また、(3)の「事業者の責務」といたしましては、その事業活動に関し子どもに対する犯罪の防止に配慮するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めることとしております。

最後に、(4)の「県による必要な支援」についてですが、県は、県民及び事業者が子どもを犯罪の被害から守るために自主的な活動を行う場合や、市町村が子どもを犯罪の被害から守るための施策を実施する場合に、情報の提供や助言その他の必要な支援を行うよう努めることとしております。

次に、3の「子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為の禁止」についてですが、保護監督者が直ちに危害を排除することができない状態にある子どもに対して、正当な理由なく行ってはならない行為を定めております。

具体的には、①甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすることにより、人目につかない場所又は人気のない場所へ誘い出そうとし、又は誘い込もうとすること、②義務のない行為を行うことを要求すること、③言い掛かりをつけること、④すぐむこと、⑤身体、衣服、所持品等をつかむこと、⑥進路に立ちふさがること、⑦つきまとうことを禁止行為としております。このうち、③から⑦の行為を行った場合は、4の「罰則」に書い

てありますとおり、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料を科すこととしております。

次に、5の「禁止行為に係る通報義務」についてですが、ただいま御説明いたしました禁止行為を行ったと認められる者を発見した者は、速やかに保護監督者又は警察官に通報するよう努めることとしております。

最後に、6の「適用上の注意」についてですが、この条例を適用するに当たっては、県民が子どもを犯罪の被害から守るために助け合うことができる関係を損なわないよう配慮し、防犯に関する活動等が阻害されることのないよう十分留意することとしております。

続きまして、最初の資料の裏面を御覧下さい。今後の予定としましては、パブリックコメントを実施した上で、平成27年6月定例県議会に条例案の提出を行いたいと考えております。条例の施行日につきましては、十分な普及啓発期間が経過した日を予定しております。

以上で、「子どもを犯罪の被害から守るための条例」の素案についての説明を終わります。

#### ○大淵憲一会長

ありがとうございました。推進項目に関する今年度の取組状況の御報告と現在検討されております条例素案についての御説明でございました。

まず前者の事業の取組状況についての御報告について御質問を受けることにいたします。資料4の推進項目の(5)から(8)、そして(11)、いずれも子どもの安全に関する推進項目でございましたけれども、これにつきまして御質問等ございませんでしょうか。

#### ○菅原理意子委員

今回、川崎市の中学期一年生殺害事件で皆さんもショックを受けていろいろと考えたと思うのですが、私もいろいろと考えさせられました。この事件はいろいろな問題を含んでいるのですが、一つはひとり親家庭というのは貧困率が50%に達しているんですね。日本は世界で有数の子どもの貧困率の高い国なのですが、その中でもひとり親家庭というのは、子どもに手をかける余裕がない、関心を向ける余裕がないということがあるんですね。それから、子どもの状態を把握したり、子どもの相談相手になったりとか、被害者にならないため、加害者にしないための教育とか、そういうところまでとても手が及ばないということがありました。そして、子どもはLINEを使って、子ども同士で非行グループの方に引き入れられていってしまうのですが、それが閉じてしまっているために親の方からは見えなかったと。それから、子どもは友達には相談しているけれども周りの大人には相談しなかった。それから、担任は一生懸命連絡を取っていましたが、結局連絡が取れなかった、会えなかった。そういうところを改善していかないといけないかなと思います。

子どもが相談しやすい環境づくり、そして親からも相談しやすい、SOSを出したときにすぐに支援を受けられるような環境づくり、それから親や子どもから直接のSOSの要請がなくても周りが気づいてあげて、手を差し伸べてあげられるシステムづくり、そうい



うことがすごく大事ななということを感じました。本当にいろいろな人達の連携が今以上に大事ななと思ったんですね。

学校、家庭、担任と学校だけで背負っていましたが、すぐに市教委とかそういうところに支援を申し出るとか、市教委が支援に関われるような体制づくり、学校と警察、児童相談所、それからできれば親の就労支援でハローワークとか、NPOとかいろいろなボランティア、大学生でも支援しているボランティア組織がありますので、そういうものとの連携がすごく大事なのかなと今回感じました。

それと、今回、学校を一週間以上欠席している生徒で、生命の危険、被害のおそれがある生徒が県ではたったの二人だけだったと聞いたのですけれども、これは本当なのかなと私はすごく疑問に思います。と言いますのは、いろいろな所からいろいろな話を聞いていますし、虐待も家庭の中で非常に多いんですね。それで、いろいろな所に相談しても、離婚後に父親の方に引き取られた子ども達が虐待を受けていて、それを母親の方に面会交流とか連絡を取るとか、母親の方にはSOSを発しているんだけど、母親の方はどうしようもないんです。どこも相談を受け付けてくれないんです。親権者ではないので。どこに相談しても、全部拒否されます。ということで結局裁判所に親権者変更をして欲しいということで来るのですけれども、虐待されているという証拠は何もないんですね、父親に虐待されているのだけれども。中学二年生や三年生くらいになると、自分で飛び出して母親の方に行くぐらいの力はあるんですけれども、小学校の間はなかなか父親の支配、威嚇、非常に威圧的な、虐待、暴力とまではいかなくとも、子どもにパワハラと言うのかDVというのか、子どもに対しての威圧的な言動はあるんですね。それで子どもは非常に傷ついていると、そういう子ども達がたくさんいるのですけれども、そういう子ども達のどこが受け皿になるのだろうかということで、どこかに相談に行ってみましたかとも聞いても、どこも全部はねられましたという風に言われてしまうんですね。離婚前だと担当機関で対応してくれるのですが、離婚後で親権を持っていない親というのは本当にどうしようもなくなっている。悲痛な叫び声を上げています。

雑ぱくになりましたけれども、今、そういうところも支援出来るような体制ができれば良いなと感じております。

#### ○大淵憲一会長

ありがとうございました。たぶん条例についての御意見と受け止めても良いのだろうと思いますけれども、まずは問題提起がございましたので、こういう離婚家庭の子どもが犯罪だけではなく、虐待等のリスクがあるという御指摘でしたが、今回御報告いただいた事業の中で、こういうことに関連した事業は行われているのかどうか、また、それに関連しての対応があればこの機会に教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。離婚家庭、ひとり親家庭の子ども達の安全という観点から、何か関連する事業が行われているかどうか。

○子育て支援課

いろいろな御意見があったと思うのですけれども、児童虐待ということにつきましては、一般的に離婚した家庭も含めて、事業としては資料4の4ページの(5)のへに記載の「子ども人権対策事業」で要保護児童対策地域協議会というのがあります。これは皆さんも御存じかとは思いますが、福祉、医療、教育、警察など関係機関が連携して市町村が事務局となっていて行っている取組でございます。この中には、学校等も含まれておりまして、例えば虐待を受けた子どもが、学校で傷があるとか落ち着かないとか落ち込んでいるとかという情報があった時に、例えば児童相談所に通報したり、市町村に連絡したりして、関係機関が連携して対応するという事業を行っております。子どもの虐待をなるべく早く発見して早期に対応するという体制をとっております。

それから、面会交流についてですが、宮城県では離婚した家族向けの面会交流事業等は行っていないのですが、国の事業としてはあります。他の自治体でもその事業を行っているところはあるのですけれども、宮城県としては他県の実施状況を踏まえて研究をしている状況でございます。

○大淵憲一委員

ありがとうございました。他の部署で何か関連する御報告があればお願いします。

○警察本部生活安全企画課

いろいろなネットワーク、連携が必要だということで、新聞にも載ったのですが、各保健福祉事務所にDV、子どもの虐待も含め、今後の対応や課題を研究するということで、保健福祉事務所、児童相談所、それから市町村の関係部署、警察署が入ってネットワーク協議会を立ち上げる予定となっております。今お話のあった関係機関の連携については、実効的なネットワークを作って警察と県が協力してやっていこうという方向性を出したところでは。

○大淵憲一会長

はい、ありがとうございました。菅原委員、今の御説明でよろしいでしょうか。

○菅原理意子委員

はい。

○八幡悦子委員

今の話と関連もあるのですが、私はここに来ていろいろな部署の人に会って、その御縁で教育委員会の方に声をかけていただいて、去年はスクールカウンセラーの方のところに行ってDV、性暴力の話をしました。そこで聞いたのですが、DV家庭の子たちがデート

DVをやっているわけですね。そこにどう対応するか、先生たちの勉強会に来てくれと言われて行ったり、それから警察のヒアリングに呼んでいただいたりして、おかげで県とコラボしたパンフレットが地方の警察署の生活安全課の窓口に合わせて、そこから被害者が相談とか、面接とかに来て、展開したものもいくつもありました。

先ほどの委員さんの話と同じように、子どもたちの虐待死や殺人を犯してしまう事件とかを見ていると、本当に虐待の連鎖、世代間連鎖していると思うのですが、私は中学生とか高校生とか小学生にも、パンフレットで性暴力とかデートDVとかは犯罪なんだよと教えています。

私はDVとかデートDVとかの支援をして、殴るのは暴行、アザができれば傷害だとか、物を壊すのは器物損壊だとか、子どもを連れて行ったら誘拐だとか、犯罪というものを大人になってやっところこういう活動をして知りました。小さい時からそういうルール違反には罰則があるとか、それは暴力として犯罪だとか、そういう教育を私はどこで受けたんだろう、今の学校ではそういうことを教えているのかなと思います。

子どもの通報も市町村にも保健所にも山ほど来る。それから見守りも組織されている。でも、家庭内の父、内縁の男、両親から虐待された例、そして殺した例、またそういったところで育って、虐待だと思っていた子には、今度は母やおばあちゃんを殺したり、いじめがエスカレートして、同じような貧困の中の子とか、情報から遠ざかっている子どもたち同士での殺人事件などを起こしているわけですね。

私は小学校とかに滅多に行かないのですが、「内輪内で暴力があります。どうしたらいいんですか。」といった質問とか、中高生が不登校になってしまって情報から遠ざかるのを見ると、私は小さいうちから子どもたちに「ちゃんと生活保護があるよ。」という事実を教えるべきだと思います。仙台で2歳児が殴り殺されたのも、17歳で出産して、保育所には繋がっていたけど、もうちょっと上の生活を目指したいと思えば、結局、子どもを内縁の男性に預けてスナックで働く。でも、ちゃんと生保を受けるとか、そういうことはしていません。

それから、この間の川崎の事件も朝から晩まで働いて息子を見る暇がなかったと報道で聞きました。小学生に、「母子家庭になっても、父子家庭になっても、もし両親が虐待して離婚調停中であっても、養護施設があるし、片親家庭にも生活保護が付くし、そして、生保を受けた状態で中学校にも高校にも行けるんですよ。」と言うと、子どもたちは「えっ。」って言う。だから私は、今の学校で、ちゃんと福祉があつて、きちんと届ければそういうのが適用されるとか、それから子ども同士であっても、親であっても、身体的、精神的、経済的、性的、ネグレクトなどの虐待があった時は、しかるべき機関の人が守ってくれるよとか、そういうことをすごくシンプルに小さい時から子どもたちにも伝わったらいのになと思います。

被害者が今度は加害者になっている、そして命を殺めたことを刑務所とか少年院に来てやっ気づいている。その前に連鎖を止めるには見守ったり、パトロールしたり、通報も

すごく大事だけど、子どもたちにそういうことが伝わるパンフレットが欲しいなといつも思っています。

そして、児童虐待の対応をしてくれる弁護士会の部会の弁護士さんたち、それから児童虐待の会議に出ている小児科医の先生たちが集まって勉強会をしている。そこに私もキャブネット・みやぎとかチャイルドラインとかと繋がっているのですが、そういう弁護士さんたちとか児童虐待の先生たちが、子どもたちにシンプルに伝えられるような講座とかがあるといいと思います。児童虐待の先生たちとかは忙しくて時間を取るの難しいけど、児童虐待の弁護士さんたちはすごく伝えたいっておっしゃっていて、若手の人たちがたくさんいるので、そういう方たちと一緒にパンフレットを作ったり、子どもたちへの直接的な講義などがあるといいと思います。

私は警察官とか弁護士さんの方に相談して繋がったら、いろいろなことが広がっている可能性があることが子どもたちに伝わるような出会いが、学校教育に入って欲しいなと思っています。フィルタリングとか、いじめとかということでの学校教育には警察が入っていると思うのですが、ちょっと今の学校教育がよく分からないので、思っていることを言ってみました。

#### ○大淵憲一会長

はい、ありがとうございます。たぶん広い意味で子どもの安全教育の必要性のことをおっしゃっているのだと思うのですが、従来は被害者にならないというか、防犯的な面が強かったのですが、今の御指摘は、自分自身が加害者にならないような、支援的な社会制度の知識も含めて、教えてはどうかという御意見でしたが、何かこれにつきまして現在行われていることに関連がございましたら御説明いただきたいんですけども。

#### ○スポーツ健康課

教育委員会で、平成24年10月に「みやぎ学校安全基本指針」というものを出しまして各学校に配布しております。その中には防犯、防災、交通安全を含めました安全三領域についての指導計画も載せております。各学校ではそれに基づきまして個別活動、学級活動の時間を使って指導していると認識しております。ただ、時間的に学校の方でもやるのが非常に多くて、学校毎に任せているわけで、どの位の時間やっているかというのは、こちらのほうで把握できかねる状況でございますが、学校でもそのような啓発をしているわけで、子どもへの安全教育をやっていると認識しております。

#### ○大淵憲一会長

はい、ありがとうございます。ただ、今の八幡委員の御意見も是非御検討いただきたいと思います。

#### ○菅原理意子委員

今、子どもさんへの対応、教育については分かったのですが、もうひとつ私としてお願いしたいことがあるのですが、親教育プログラムというものを導入していただきたいと思っています。

実は、平成25年1月に民法の一部改正と家事事件手続法という法律ができて、離婚する場合にも、子どもが一番犠牲になるので、子どもに焦点を当てて、子の監護に必要な事項を定めて離婚しましょう、子どもの利益を最優先課題として、親は離婚した後も父親の役割、母親の役割をやっていきましょうと、そういう方向になりました。

家庭裁判所では親教育プログラムというものを導入しているのですが、面会交流とか子どもの精神発達とか、心理とかを組み入れた、そういうものをやり始めているんですが、協議離婚が90%なんです、調停離婚は10%くらいで。協議離婚の人たちに、離婚後に子どもの問題が発生するということがすごく多いので、離婚届出をした人たちに対して、面会交流と養育費について取決めをするようにという指導をきちんとしていただきたいということです。そこですぐに研修会などというものはできないでしょうけど、パンフレットでもいいですから、子どもにとって親というものはどれほど大事なものかということを開発して欲しいと思います。

それから、子どもを育てることが、今、本当に大変になってきていますよね。なので、子どもを育てる上で参考になるようなことを、パンフレットでもいいですから渡していただけるようなことを、役所の窓口でやっていただけないかなと考えております。

それともう一つお願いがあるのですが、警察、児相関係の方たちは、家庭内の問題には踏み込まないという前提だったのですけれども、もっと踏み込んでいただきたいと思っています。虐待などで調査権なども使えるようになってきていますので、そういうのも使ってちゃんと把握していただきたいというところと、先ほども言いましたように本当に連携づくりをもっときちんと各部署での情報を共有して、連携していただきたい。そういうお願いです。よろしくお願いします。

#### ○大淵憲一会長

はい、ありがとうございます。二つ目の問題については先ほど警察本部の方からいろいろと関係機関との間で連携を強めているという御説明がございました。新聞報道では、確かにもう少し早く関係機関が動いていればよかったのではないかと思われる事案もあるようでございますので、その辺は是非、積極的な活動をお願いしたいと思います。

最初の点は、離婚する親について、子どもの保護という観点から指導、助言するべきではないかと、そういうことですが、何か関連する事業を県の方で考えていらっしゃるのか、あるいは実行されているようでしたら御説明いただきたいのですが、いかがでしょうか。協議離婚の場合には、そういう機関の関与が少なくなるということで児童虐待等が起こりやすいのではないかとというのが、菅原委員の御指摘ですけれども。

○共同参画社会推進課長

菅原委員の御意見に関してですが、既存の県の部署なり事業で対応できる部分が、今すぐにはなかなか思い浮かばない状況でございます。

○大淵憲一会長

はい、それではこれは検討していただくということで。時間も少し厳しくなってきましたので、条例案の方につきまして御意見をいただきたいと思います。資料5ですけれども、「子どもを犯罪の被害から守る条例（素案）」について御説明がございました。その背景、あるいは条例の概要についても御説明がございましたが、これにつきましてはいかがでしょうか。何か感じる点がございましたら御意見をいただきたいと思います。

まず、素人として、既にある類似の条例、例えば、迷惑防止条例などどこが違うのか、どういう点を重視して新しく作ろうとしているのか、ということがすぐに疑問として浮かぶのですが、その辺はいかがでしょうか。

○共同参画社会推進課長

今回の条例素案につきましては、特に13歳未満の子どもさんを犯罪の被害から守るということで検討いたしました。子どもさんの特性といたしまして、制定の趣旨のところでも御説明申し上げましたけれども、大人と比べまして心身が非常に未成熟ということで、犯罪の危険を自分自身で回避する能力が非常に低い、又は限られているというところで、保護の対象を13歳未満の子どもさんであるというところに力点を置いたことで、既存の法令等で守っている部分よりも、少し前段階で子どもさんを危険から守るというようなものになってございます。

○大淵憲一会長

はい、ありがとうございました。

○共同参画社会推進課長

例えば、誘い込み、誘い出しという規制が今回ございますが、甘言・虚言ですから甘い言葉や嘘で子どもさんを惑わしたり、欺いて、人目につかない場所とか人気のない場所に誘い出したり、誘い込んだりするということを規制の中身としておりますけれども、これは刑法などですと、子どもが実際にいらっしゃる生活環境から離脱させて自己の事実的支配下に移すという意図でやった場合、未成年者誘拐未遂罪となることがあるのでしょうか、今回は、さらに前段の部分で13歳未満の子どもさんにそういった誘い出す言葉をかけた時点で、非常に危険な前兆行為ということで規制をさせていただくという中身になってございます。

○大淵憲一会長

なるほど、はい、分かりました。より危険に結びつきやすい初期段階での対応ができるということが趣旨のようでございます。いかがでしょうか。

○竹田英子委員

分からないのですが、親から子どもへの虐待に対応する条例は別にあるのですか。

○共同参画社会推進課長

保護者から子どもさんへの虐待については、児童虐待防止法という法律で子どもさんを守るという法制度になっております。

○大淵憲一会長

はい、他にいかがでしょうか。

○郷家貴光委員

禁止行為につきまして確認ですが、最近、先ほど御説明があったようにインターネットで子どもを誘発するような行為があったと思うんですが、今回のこの禁止行為には、いわゆるサイバー犯罪と言いますか、インターネットにより甘言を行ったようなものまで対象になるのか。あと加害者側が、いわゆる大人だけなのかどうか。それこそ友達同士というようなものまで対象に入るのか。そのあたりどうでしょうか。

○共同参画社会推進課長

1点目の、インターネットの利用でこういった禁止行為に該当するような行為を行った場合、これも対象にはなりません。

あと2点目ですが、条例のつくりとして、規制行為につきましては、何人もというようなことしておりますので、理論的には年齢を問わず、規制の行為者にはなり得ます。ただ、実際はいろいろな事情等がございますので、そのところについては当然、判断の要素になると思うのですが、理論上は、行為者については何人もという規定をしております。

○千葉順子委員

話がちょっと戻るかと思うのですが、こういう犯罪とか、そういうものを防ぐためにはやっぱり教育しかないような気がするんですね。それは児童教育の時から、やってはいけないことをちゃんと教えていかないと、犯罪を少なくしていくには年数がかかると思うのです。やっぱり教育の中で、やってはいけないこと悪いことというのをきっちり教えていかないといけないのではないかなと思います。

○大渕憲一会長

こういう面は条例には、直接は含まれてはいないところでしょうか。今の教育という部分ですが。

○共同参画社会推進課長

もとより、この条例の規制だけで、子どもさんを全て守れるというものではないと考えております。当然、教育といったようなことですか、あとは規制だけではなく地域での見守り活動、そういったものと両輪となって、子どもさんを守っていくことになると考えてございます。

○大渕憲一会長

推進項目の中にもたぶん、子細に見ていけば、今、御指摘があったようなことと関連する事業項目があるかと思しますので、是非、関連部局のところでは、方策などに力を入れていただきたいと思えます。

条例に関してはいかがでしょうか。もちろん、これからいろいろところでさらに検討が行われると思えますけれども、細かいところですけど、禁止行為の中に、「すごむ」というのがございまして、条例の表現としてはどうかなと思ったりしております。そういう視点で見れば、他にもいろいろ気になるころはあると思えますけど、よろしいでしょうか。

○千葉順子委員

子どもたちがまだ小さいものですから、学校のことはよく分からないですけど、学校の道徳教育というものを、少し時間を多めにとって、子どもたちに指導していけば、将来のことを考えたら、回復していくんじゃないだろうかと思えます。私たちの小さい頃の教育を考えますと、昔は良かったということ言うわけではございませんが、原点は、教育なんじゃないだろうかと思えます。

○大渕憲一会長

今、道徳教育という言葉がでましたが、安全とか防犯とかいうことでございますけれども、この点については、先ほども教育庁から個別に報告がありましたが、なお付け加えて欲しいことありましたら、今の御意見を踏まえて、何か御意見ありませんでしょうか。

○藤澤美子委員

子どもたちが守られるものという観点で進められておりますけれども、子どもたちが加害者になっている事例も多々見受けられますので、その辺を網羅した何か、計画でもどちらでもいいですけど、先ほど委員さんもおっしゃいましたけれども、子どもが子どもの加害者になってしまうという現実が、いいこと悪いことがまだ判断できないうちに、そうい



う犯罪に手を染めてしまったりする事例が、報道などでもよく目にしますので、こんなことをやったらこんなふうになるんだよっていう子どもたちへの本音と言いますか、その辺をもう少ししていただけると未然に防げることが多くなるのではないかなと思っております。

(7)の「子どもを守るためのインターネット、携帯電話等の利用教育の推進」のところでも、ネット被害を未然に防止するというところで、子どもたちは守られる側なのですが、子どもが子どもを傷つけることがかなり見受けられますので、その見えない部分をどうやって、大人サイドというか、監視することができるのか、というのも気になるところです。関係機関と協働してネット被害の未然防止対策などを行っているようではございますけれども、その場でと言ったらどうなのか分かりませんが、子どもたちが使うものにフィルタリングをかけるのは当然なんですけど、時間の制約がある製品とかあったらいいのかなと私としては思っています。例えば、夜9時から朝の6時まで使えない携帯とか、そういう端末機があったりすると意外といいのかなと思ったりもしておりますので、そういう御提案などもしていただければいいかなと思っております。

#### ○大淵憲一会長

2つ御意見ございまして、前者の方は先ほどからいろいろな意見が出ております、子ども自身の教育でしたが、後段では、事業報告の方に出ておりますけれども、インターネットの利用に関することございまして、今の御意見について何か追加でも説明があればよろしいでしょうか。

#### ○共同参画社会推進課長

今のインターネットのいわば安全利用の件でございますが、昨日閉会致しました県議会の2月定例県議会に青少年健全育成条例の一部改正条例案を提案させていただきました、お認めいただいたのですが、その中で、フィルタリングの利用促進という部分の、携帯電話事業者さんへの説明義務の規定なども入れさせていただきました。まず、保護者の責務というところで、保護者の方が子どもさんの利用状況を適切に把握していただく、そして、基本的には使用のルールを各家庭でお話し合いいただきまして、今、委員から御指摘あったような例であれば何時から何時までは使わない時間にしましょうねとか、家庭の中で十分にお子さんと保護者が話しあっていただいて、ルールを作っていただくような、適切な利用状況の把握と適切な利用方法の確保、こういったところも保護者の責務ということで、条例には入れさせていただいてございます。

#### ○大淵憲一会長

もちろん懸念としては、こういう分野は技術革新が早くて、なかなか親の方も対応できないということもあると思いますので、親に対する情報提供なり、こういったことも是非、

お願いしたいと思います。

#### ○富士原かよ子委員

この条例を読んでいて、陳腐な感じがするというか、こういうことを今さらながら条例でやらなくてはいけなかったんだということで、自分自身の認識の甘さを感じています。どうも、条例と、先ほどから委員の方々がおっしゃっていることがかけ離れているというか、児童虐待であったり保護者の問題だったりネットの問題だったりで、そういったものの解決にどう結びつくのかなということを、今、自分の中で結びつけよう結びつけようとして考えて、たどりつきませんでした。何かこう、今さらながらというか、でも起こっている問題はちょっと次元が違うんじゃないかなと思ったのですが、でもきっと、まずここからなのかな、あるいはもっと先を読んだの条例なのかなと、という感じを、自分の中で、解決できないままお話を聞いていたのですが、何かしら御助言いただければと思います。

#### ○環境生活部長

各委員から、いろいろと教育のこと、生活をしっかりやらなければいけないこと、たくさん御意見をいただいております。その中で、教育が大切だ、これは我々も全く同じ認識なんです、教育というのは学校だけの教育ではないはず。もちろん学校も教育を担うのですけれども、家庭の教育、地域の教育、こういったものが全体となって子どもを教育していく。良いことも悪いことも教えていく。全体のなかでやっていかなければならない。そういった中で、行政が担える部分は何なのか。もちろん学校教育の部分としては行政が担う。しかしながら、家庭教育、地域教育、これも全部行政ができるかということ、それは現実的には無理です。そういった中では、やっぱり、家庭、地域で役割を担っていただかなければならない。「家庭で教育します。地域で教育します。」というときに、「そういう制度はどうなっているのか。仕組みはどうなっているのか。行政では何をやっているのか。そういうものを是非教えて下さい。」という話であれば、我々ほどこまでも出かけて行って、そういうところの仕組みなりを御説明し、地域が教育しやすいように、そういうお手伝いは行政ができます、是非そういうことに行政を使っていただきたい。いろいろところで出前講座というものをやっておりますし、これは行政に言っていただければ、来て下さいではなくて、出かけて参ります。是非活用していただきたい。

この条例もその一つになるわけです。例えば、地域で見守り活動をやっていますといったときに、子どもさんに変なことをしようとしている状況を見て、「やめて下さい。」というふうに地域の方が言ったときに、「いや、ただ声かけているだけ。別に実行行為しているわけじゃないですよ。」と言われたときに、「いいえ、これはきちんと条例で定められている。『お母さんが交通事故に遭った。』『すぐ一緒に行きましょう。』とあなた、今、嘘を言ったじゃないですか。こういうことは条例でやっちゃだめなんですよ。そのように決ま

っていますよ。だから警察に通報しますから。」と言う手段にさせていただきたい。それで地域全体で子どもを守っていこうという材料にさせていただきたい。そういう趣旨でございます。

もう一つは、先ほど、八幡委員から、「生活保護制度というものがあるんですけど、これをしっかり教えるべきだ。」とのお話がありましたが、おっしゃるとおりだと私も思います。生活保護制度と言いますと、ともすれば、恥ずかしいといった意識もあるんですけど、これは親御さんだけのことではなくて、子どもを含めた権利なんですね。ですから、一部に不正受給をする人がいて、生活保護はと言われることもあるんですが、そうではなくて、生活保護を受けるということは子どもの権利でもあるわけですから、皆さん、本当に各分野の方がいらっしゃいますので、まずは生活をしっかりしないと子どもの世話もできないということであれば、そういうことも各活動の中で是非御紹介をさせていただきたいと思っております。

#### ○大淵憲一会長

ありがとうございました。たぶん、制度としてはかなりのものができあがっていると思うのですが、今、委員の御意見をうかがうと、実は本当に必要としているところには必ずしも届いていない情報もあるということのようでしたので、そうした点で、一層力を込めてという感じを私はしております。時間もだいぶ使っているんですけども、今、他の話題にも波及して議論が行われておりますけれども、まだ少し時間はあります。

#### ○西條由紀子委員

今の条例についての、ちょっと細かいところなんですけど、会長から、④の「すむこと」という禁止行為が疑問点というお話をいただきましたけど、その次の5番目、「身体、衣服、所持品などをつかむこと」については、イメージとしては非常に分かるんですけど、これをそのまま文章として載せた時に、これを見た人がどう判断するか、判断ができないと思うんですね。どういう意味で使うのか、状況判断が非常にしにくいのではないかなという思いがします。

禁止行為が7項目ありますけれども、特に4、5、6あたりは、もうちょっと何か具体的な言葉、分かりやすい表現にした方がいいのかなと思いました。見た人が明らかにちょっとおかしいよ、という状況が分かるような、言葉の方がいいのかなと思いました。

もう一つ、別の話ですが、部長さんの説明をお聞きしまして、この条例の意味というのが具体的に分かったような気がします。私もちょっと、この条例全体が見えなかったものですから、部長さんの説明を伺ってより具体的に意味というか、これを作る意義というのが分かってきました。

さらに、確かにいろいろと福祉の制度があります。いろいろな分野で福祉の制度があるんですけど、それぞれ、なかなか使いづらい。現実的には、安全安心だけの問題ではなく

て、いろいろな部署で、制度があるんですが、使おうと思ったときに使いづらかったり、使うのをためらったり、あと、先ほどお話がありました生活保護の話で言うと、恥ずかしいとか、税金を使わせていただくのが申し訳ないんじゃないか、そういう話をいろいろなところで聞くことがあるんですが、やはり権利意識の教育ですか、どう制度を活用していいのか、そういう制度があるんだから安心して暮らせるよ、そういう知識を今の子どもたちに、子どもたちがまた大人になったときに、それが社会の中でも定着していくと思いますので、まず子どもの教育からでも遅くないかな、今からでも遅くないのかなと思いました。

#### ○菅原理意子委員

今の禁止行為の文言の件ですが、誘拐略取関係の言葉として、「連れ去り」という言葉がいいかなと。「連れ去り」という言葉もありますので、それだけです。

#### ○大淵憲一会長

あと、これは文章としては当たり前なのかもしれませんが、私自身はすぐに分からなかったのですが、5の通報義務のところの警察官は分かるのですが、保護監督者というのは具体的に誰を指しているのでしょうか。

#### ○共同参画社会推進課長

保護監督者とは、条例の素案に定義をしております、親権を行う者ですか、未成年後見人、あとは学校の職員その他の者、子どもさんを現に保護監督している者という定義をしております。

#### ○庄子直委員

今のお話の禁止行為のところですけど、例えば、地域の防犯組織の方々とかがこういう行為を発見したときに、通報するという義務があるんですけど、実際、現行犯逮捕という形になるのでしょうか。どういう形になるのか。関係者や通報者が、具体的にこういう見守りなどをする防犯組織の方々や捕まえていいものなのか。そのあたりはどうでしょうか。

#### ○警察本部生活安全企画課

甘言・虚言に関しては罰則がなく、③以降について罰則を設けるということで策定しているもので、この部分について逮捕が可能となるものです。

#### ○庄子直委員

地域の防犯組織の方々、この条例をどう運用していくか、もしこういう人が地域にいて、自分たちが遭遇したらどうしたらよいのか、明確に分かるように条例の周知をやって

いただきたいと思います。

#### ○大淵憲一会長

そうですね、例えば、その場で制止できるのかできないのかとかですね。確かに、現場と言ったら変ですけど、こういう問題に直接取り組む方々がどう行動すべきか、具体的にどう対処すべきかですね。今のところは通報だけしか書いてありませんが。何かございませんか。

#### ○共同参画社会推進課長

その点につきましては、先ほど今後の予定のところ、6月県議会に条例案を提出する予定でございますけども、条例をお認めいただいた後、十分に普及啓発の期間をとって、県民の方々に正しいメッセージが伝わるような広報をして、条例が施行されるようにしたいと考えております。

もう一点でございますが、先ほど条例の文言の禁止行為のところ、少し御意見がございましたが、例えば、「すごむ」という意味でございますけども、ここは、にらみつけたり、威圧したりというようなことが「すごむ」という行為であると考えさせていただいております。あとは「進路に立ちふさがる」ということは、軽犯罪法には既にある言葉であったり、「つきまとう」になるとストーカー規制法で、実際の法律の用語で使われている部分がございます。

「身体、衣服、所持品等をつかむこと」でございますけども、ここで想定しているのは、あくまで、いわば見ず知らずのお子さんの身体をつかんだり、例えば、ランドセルをつかんだりすることはあってはいけない行為でございますので、これは、正当な理由なく、こういうことをした場合でございます。身体、衣服をつかむということは、普通は見ず知らずのお子さんにはあり得ないことでございますので、誤解というのはないものかなと思いますけれども、どういうことをしてはいけないのかというところは、先ほど申し上げた普及啓発の中で、きっちり周知を図ってまいりたいと考えております。

#### ○大淵憲一会長

表現については、今、委員の方からいろいろと御意見がありましたので、是非参考にさせていただいて、成案の際に考えていただければと思います。

私どもは、法律のことは詳しくは知らないのですが、そういう意味では、ここだけ見て話していますから、おっしゃるとおり、ちょっとピント外れな意見が出たりするかもしれませんが、そういうことを含めましてお願いしたいと思います。

#### ○共同参画社会推進課長

こういった用語の使い方につきましては、既に奈良県、大阪府、栃木県の3府県で類似の条例が制定されて施行されていますので、先行府県の文言なども参考にさせていただ

ているところでございます。付け加えます。

○大淵憲一会長

予定の時間が過ぎているようでございますので。

○警察本部生活安全企画課

先ほど、外国人の方が、犯罪被害に巻き込まれたケースについての質問、これについて確認した結果をお伝え致します。改めて担当部に確認しましたら、外国人観光客の方が、特異な犯罪の被害等に遭ったという事例はございません。

また、我々警察では、犯罪抑止対策としまして、犯罪発生状況の分析などを常に行っておりますが、外国人の方が特定の場所や特定の行為で被害に遭ったというケースは今のところございません。

また、今後、観光客も含めまして、県内の外国人の方々の増加が予想されますので、警察としましては、引き続き、犯罪被害に遭わないよう、広報啓発を強化していきたいと考えております。以上です。

○大淵憲一会長

時間も過ぎておりますけれども、何か他に、この機会に御発言ございましたら。

○千葉順子委員

学校の教育、授業が終わった後ですけど、スポーツを取り入れる。当然、取り入れているんでしょうけど、部活の状況なんかちょっとどのようになっているのかなと思ひまして、関係者がいらっしゃいましたら伺いたいと思ひます。

○大淵憲一会長

どのようにと言ひますのは。

○千葉順子委員

前はですね、部活するのが当たり前みたいな状況だったのですが、今は塾とか忙しくて、部活を学校でどのように指導していらっしゃるのか。時間が有りすぎるがゆえに、例えば犯罪に結びついたり、ぶらぶらしてしまったりとか、そういうところがあるんじゃないかなと思ひまして、ちょっと伺いたいなというところです。

○スポーツ健康課

部活動に関しては、中学校以上の子どもたちが対象と思ひますが、学校にもよりますが、必ず部活動に入ることになっているところがほとんどだと思ひます。活動時間をどうする

かというのは学校の裁量の問題ですので、運動部とかであれば、大体、学校で6時半までとか、夏期ですと7時くらいとか、そういうような決め方をしているようですが、そのほかは把握はしておりません。

○大淵憲一会長

委員の趣旨としては、放課後に部活をしないで、ぶらぶらしていることが、犯罪非行への関与の原因じゃないかという御意見のようですので、是非これも受け止めていただければと思います。他にございませんでしょうか。

それでは議事は以上にしたいと思います。いろいろな御意見をいただきましてありがとうございました。県で、是非これらを参考に、今後の指針、あるいは条例案などを御検討いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上をもちまして議事を終了したいと思います。ありがとうございました。

○司会

以上で、本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了致します。お疲れ様でした。